

東員町住民手続きデジタル化推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本町では、住民サービスの利便性向上と窓口業務の効率化を目的として、地域未来交付金（デジタル実装 TYPE A）令和8年度実施事業として採択された「住民窓口拡充事業」の「ワンストップ窓口サービス構築」に係る業務を委託するにあたり、最も適した優先交渉権者を選定するため公募型プロポーザルを実施する。

2. 募集概要

- (1) 業務名 東員町住民手続きデジタル化推進業務
- (2) 業務内容 別紙1「東員町住民手続きデジタル化推進業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (4) 履行期間 本業務は、契約締結の日から令和9年3月25日までとする。
- (5) 提案上限額 33,280,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すためのものである。

3. 参加資格

本企画提案に参加できるものは以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治体法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 提案期間から事業者決定の日までに、東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成29年告示第74号）による排除措置を受けていない者
- (5) プライバシーマーク又はISMSの認証を取得していること
- (6) 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。

4. スケジュール

内容	期間
実施要領等の公表・配布	令和8年5月22日（金）
質問書の受付期限	令和8年6月2日（火）午後5時まで
質問書の回答	令和8年6月5日（金）
提案書・見積書等の提出	令和8年6月9日（火）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年6月16日（火）
審査結果の通知	令和8年6月18日（木）
契約交渉・契約締結	令和8年6月下旬

※上記スケジュールは予定であり、変更する可能性もあります。その場合については事前に連絡を行います。

5. 質疑応答

(1) 提出方法

「1.1. 提出及び問い合わせ先」のメールアドレスに次の期限までに「質問表（様式3）」を提出すること。メール件名は以下のとおりとし、送信確認として電話連絡をすること。それ以外による質問には応じないものとする。

メール件名：【事業者名】東員町住民手続きデジタル化推進業務（質問書）

(2) 受付期限

令和8年6月2日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者に対して行うとともに、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年6月5日（金）に東員町ホームページ上で公開する。

6. 参加申込及び提出書類について

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式1）

② 提案者概要書（様式2）

③ 提案書（任意様式）

- ・A4 縦長横書き、文字サイズを10.5ポイント以上として目次を添えること。
- ・表紙、目次、裏表紙を除きページ番号を付与し、20頁を超えてはならない。
- ・審査実施要領（別紙2）及びプレゼンテーションを踏まえて作成すること。

④ 見積書（任意様式）

- ・提案事業者の所在地、事業者名、代表者名を必ず記載すること。
- ・仕様書等を理解したうえで、提案内容を実施する経費を見積もること。
- ・任意の様式で内訳書を添付すること。なお、内訳書については可能な限り詳細まで記載すること。
- ・次年度以降必要となる運用経費があれば、参考として記載すること。

(2) データ形式

PDF形式データで提出してください。

③及び④については、正副データを作成し、副本データは社名・ロゴマーク等、参加者が特定される事項を記載しないこと。

(3) 提出方法

「1.1. 提出及び問い合わせ先」に記載されたメールアドレスに次の期限までに提出すること。

データ容量によりメール送信が不可の場合は、アップロード用URLを提供します。

(4) 提出期限 令和8年6月9日（火）午後5時まで

7. 審査（プレゼンテーション）

(1) 日時（予定）

令和8年6月16日（火）

(2) 審査方法

別紙2「審査実施要領」に基づき審査する。

なお、提案事業者が1社の場合においても、事業実施の適格性を審査することとする。

(3) 審査結果

審査結果は令和8年6月18日(木)に、事業者全員に電子メールで通知する。なお、審査内容・経過について公表はしない。また、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない

8. 契約締結

- (1) 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、優先交渉権者として選定された者と町が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。
- (2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととする。
- (3) 優先交渉権者として選定された者が、「失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉を行うこととする。

9. 失格事項

優先交渉権者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2. 募集概要(5) 予算上限額」を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

10. その他

- (1) 本プロポーザルは、令和8年6月東員町議会定例会に提出する令和8年度東員町一般会計補正予算(第1号)の議決を前提とした事前準備として実施するものである。当該予算が議決されない場合又は減額等の修正議決がなされた場合は、本プロポーザルの手続きを中止又は内容を変更することがある。なお、この場合において参加者に生じた費用等について、本町は一切の補償を行わない。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本町の同意なく変更することは認めないものとする。
- (4) 提出書類は、返却しないものとする。
- (5) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。なお、提出書類は、提案選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

11. 提出及び問い合わせ先

東員町 財政課

住 所 〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地

T E L 0594-86-2820

E-mail zaisei@town.toin.lg.jp